

障 福 第 10391 号
障 福 第 4613 号
令 和 6 年 3 月 29 日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様
(障害者児相談、地域相談支援に係る事業所を除く。)

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)
金沢市福祉健康局障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について (ご案内)

平素より、障害保健福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員処遇改善加算等については、年度ごとの届出が必要となっておりますので、令和6年度において加算の算定を希望する事業所等は下記のとおり計画書の作成・提出をお願いいたします。

記

1 提出が必要な書類について

- ・別紙様式2-1
- ・別紙様式2-2 (4・5月分)
- ・別紙様式2-3 (新加算6月以降分)
- ・別紙様式2-4 (年度内の区分変更がある場合に記入)

※届出様式については、石川県と金沢市のそれぞれのHPに掲載しております。

石川県：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/syoguukaizen.html>

金沢市：<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogai-fukushika/gyomuannai/3/6/9316.html>

2 提出期限

現行3加算(4月・5月分)は、令和6年4月15日

新加算(6月以降分)は令和6年5月15日

※6月以降分(新加算)についても、(令和6年4月15日)に届出可能。

※4月15日に現行3加算のみを申請する場合は、「別紙様式2-1」

「別紙様式2-2」のみご記入ください。

3 提出方法 **【重要】**

電子メールにて【メールの件名】及び【計画書ファイルの名前】を

(法人種別+会社名)R6年度福祉・介護職員処遇改善加算計画書にしてご提出ください

⇒例：(株式会社イシカワ)R6年度福祉・介護職員処遇改善加算計画書

※体制届との混同を避けるために、必ず電子メールは指定された件名でご提出ください。

4 提出先

- (1) 金沢市内の事業所・・・金沢市 (syoufuku@city.kanazawa.lg.jp)
- (2) 金沢市外の事業所・・・石川県 (shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp)

※原則、電子メールでの提出をお願いします。難しい場合はご相談ください。

※事業所・施設を複数有する法人（金沢市内と市外に事業所等を有する場合に限る）であって法人が一括して届出を行う場合には、石川県に届出を行ってください。

4 留意事項

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月26日障障発0326第4号、こ支障第86号）」をご確認願います。
- (2) **届出内容を証明する資料**（就業規則や労働保険に加入していることが確認できる書類など）については**添付不要**です。事業所等は根拠資料について適切に保管の上、県又は金沢市からの指示があった場合は速やかに提出してください。
- (3) 事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式4「特別な事情に係る届出書」に必要事項を記載の上、ご提出願います。
- (4) 賃金改善額の支払いは、必ず計画に定めた賃金改善実施期間内に行ってください。賃金改善実施期間外に支払ったものは賃金改善額としては認められません。また、賃金改善額が処遇改善加算額を下回る場合、加算額を返還していただくこととなりますので、必ず期間内に賃金改善を実施してください。
- (5) 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告については別途お知らせします。

5 お問い合わせ先 厚生労働省相談窓口（加算の一本化）

電話番号：**050-3733-0230**（9:00～18:00、土日含む）

（事務担当）

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ
TEL:076-225-1428 FAX:076-225-1429
メール: shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

（事務担当）

金沢市福祉健康局 障害福祉課
事業者管理係
TEL:076-220-2018 FAX:076-232-0294
メール:syoufuku@city.kanazawa.lg.jp